

## 目次

1. 検察と政府事故調の隠ぺいは第2の重大事件
2. 争点は法律論ではなく、事実関係
3. 公判前整理手続きが進行中です
4. 公判前整理の早期終結と公判の開始を求める

福島原発刑事訴訟支援団 2016.10 <https://shien-dan.org/news-letter-no001/>

ニュースレター第1号 青空

# 福島原発事故刑事裁判の現段階と今後の展開

2016年10月

海渡 雄一（福島原発告訴団弁護士）

## 1. 検察と政府事故調の隠ぺいは第2の重大事件

今年の2月29日に指定弁護士による強制起訴がなされました。

この強制起訴は原子カムの情報隠蔽を打ち破った市民の正義が実現したものです。福島原発事故に関してはたくさんの事柄が隠されてきました。この議決の根拠となった東電と国による津波対策の方針転換に関する情報の多くは2011年夏には検察庁と政府事故調の手にあったにもかかわらず、原子力推進の国策を傷つけるような事実は、隠ぺいするしかない、政府事故調と検察のトップは決断したと思われまます。

福島原発事故が第1の事件であったとすれば、政府事故調と検察が真実を隠ぺいしたことは第2の事件であったといえます。このことは、福島原発事故そのものに匹敵するほどの、行政と司法と検察をゆるがせる「もう一つ」の福島原発事故真相隠ぺい事件であるといえます。

## 2. 争点は法律論ではなく、事実関係

検察審査会の第一次議決の際には、過失責任を巡る具体的危険説と危惧感説の対立構造になると言う見方もあり、通説と異なる法の見解は裁判所には受け入れにくいという見方もされていました。しかし、検察審査会の第二次議決の認定した事実関係を前提とする限り、本件は何も法的には難しい点のない、普通の業務上過失事件であるといえます。

裁判では、福島県沖でも大きな津波地震が起きる可能性があるとした政府の地震調査研究推進本部の長期評価にもとづいて対策を取ることが必要だったか（事故の予見可能性）、2008年6月に対策を始めて、対策が完了できたか（事故の結果回避の可能性）という点が重大な争点となると思われまます。

東電役員は災害の結果を具体的に予見し、対策まで検討しながら、対策のコストと原子炉運転停止のリスクという経済的な理由から、いったんやると決めていた方針を転換し、対策を先送りしたのでした。

したがって、法的な争点よりも事実に関する争点が重要です。とりわけ2007年に福島沖の大地震を想定して津波対策を講ずる方針が決まっていたかどうか、2008年3月の東電設計による津波シミュレーションとこれを受けて作成された東電の想定問答集の意味、2008年6月に防潮堤など対

策が現実に検討されたかなどが決定的に重要な争点となることでしょう。

### 3. 公判前整理手続きが進行中です

起訴後、なかなか公判が開かれず、皆さんから裁判はどうなっているのかという質問を受けます。一般論としてご説明しますと、本件は公判前整理手続きに付されています。既に数回の公判前整理期日が開かれているようです。

公判前整理手続きとは、裁判所と検察官（本件では指定弁護士）と弁護人が裁判所に一堂に会し、公判前に刑事裁判の争点を整理し、検察官の保有している証拠のうちで、典型的な証拠、争点に関連する証拠を被告人側に証拠開示し、証拠調べの計画を立てることが主な役割です。

証拠開示について検察官側が積極的に応じないときには、裁判所の裁定を求めなければならず、その決定に対して抗告がなされたりすると、長期化する例もあります。

しかし、本件の場合、検察官役の指定弁護士は保有する約4000点の証拠のすべてを東電役員の被告人側に開示しています。これらの中には、政府事故調が収集した、東電や政府の内部資料、事故調の行った事情聴取の記録などが含まれるものと見られます。

### 4. 公判前整理の早期終結と公判の開始を求める

したがって、公判前整理手続きでは証拠開示の議論は必要がなく、争点の整理作業だけがなされているものと見られ、被告人側の協力さえあれば、早期に完結させることが可能なはずですが。私たちは、早ければ年内に、遅くも年度内には第1回公判を開いて欲しいと考えています。



まもなく、裁判が始まります。告訴団弁護団は犯罪被害者の代理人として法廷で検察官役の隣で裁判を見守ることができます。意見を述べることもできます。みなさんのご支援を！